

令和4年

4月1日
スタート

北区 パートナーシップ 宣誓制度

北区では、北区男女共同参画行動計画「第6次アゼリアプラン」の「性の多様性の理解促進」に基づき、多様性を認め合い、誰もがいきいきと生きることができる差別のない人権尊重社会の実現をめざし、令和4年4月1日から「北区パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

北区
パートナーシップ
宣誓制度とは

多様な性自認または性的指向を持つお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを誓い、パートナーシップ宣誓書を提出した場合に、北区がパートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度です。

制度を利用することができる方

お二人とも以下のすべてに該当していることが条件です。

- ① 成年に達していること。
- ② 双方が区内に住所があり、又は一方が区内に住所があり、もう一方が3ヶ月以内に区内への転入を予定していること。
- ③ 双方が法律上の婚姻をしておらず、かつ、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓をしていないこと。
- ④ 近親者でないこと。

※「近親者」についての詳細は、
区のホームページをご覧ください。



区民・事業者等のみなさまへ

本制度の対象となる方は、パートナーとの関係性を周囲の人に説明することが難しい場合や日常生活を営むうえで制約や差別を受ける場合があります。

誰もが差別されることなく、多様な生き方を尊重し合う地域社会を実現するために、制度の趣旨をご理解いただき、本制度の推進にご協力くださいますようお願いいたします。

問合せ先

北区総務部多様性社会推進課

〒114-8503 東京都北区王子 1-11-1 北とびあ5階 〈休館日〉月曜・祝日（月曜日が祝日の場合はその翌日も休館）・年末年始

TEL 03-3913-0161 FAX 03-3913-0081